

化学物質に対する新たな規制

- 概略
- GHS絵表示
- ラベル
- 化学物質管理者
- 保護具着用管理責任者
- 保護具



厚生労働省サイト

化学物質に対する新たな規制の概略

新たに何を
するのでしょうか？



1. 安衛則 関係

- ① 化学物質に関する **管理体制**強化
- ② **SDS等**について **情報伝達**強化
- ③ 化学物質ばく露を最小限にするための **自律的な管理**体制の整備
- ④ **衛生委員会**において
化学物質の**管理状況モニタリング**の強化
- ⑤ **教育**について **全業種**に拡大

2. 有機/鉛/四アルキル鉛/特化/粉じん則 関係

- ① 管理水準が一定以上での 個別規制の**適用除外**
- ② 作業環境測定結果が**第三管理区分**の場合の 環境**改善措置**強化
- ③ 作業環境管理等が適切な場合の 特殊**健康診断**の実施**頻度**の緩和

新たな規制について

もう少し
詳しく
知りたいときは？



通達



労働安全衛生規則等の改正（新たな化学物質規制の制度の導入）

令和4年5月31日付け基発0531第9号
「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」

化学物質を取り扱う際

危険性、有害性、取扱上の注意事項がわかります。

GHS絵表示があれば意味を確認しましょう。

まず「ラベル」を確認



(製品の名称) △△△製品 ○○○○

(絵表示)



(注意喚起語)

危険

(危険有害性情報)

・ 引火性液体及び蒸気

・ 吸入すると有毒

(注意書き) **取扱い注意** (供給者の特定)

・ 火気厳禁

・ 防爆構造の器具を用いる

絵表示

絵表示の代表例は下のとおり、国際連合から勧告された、世界統一的なルールです。

どのような危険有害性があるか、製品のSDS（安全データシート）の項目を参照してください。

絵の意味を確認



GHS絵表示とその意味、主な対策



爆発物 など

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 火災の場合は退避



高圧ガス

- ✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管



発がん性、その他の健康有害性がある物

- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 換気すること



燃えやすい物

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 換気の良いところで保管



金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷

- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用



眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など

- ✓ 気分が悪い時は医師に連絡
- ✓ 保護具を着用



より燃えやすくする物

- ✓ 燃える物から遠ざける
- ✓ 隔離して保管



体に入ると生命の危険

- ✓ 換気の良いところで使用
- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 施錠して保管



水生生物に非常に強い毒性（環境有害性）

- ✓ 環境への放出を避ける

ばく露の経路への対策

▶ 化学物質による健康障害防止には、
いろいろな経路から侵入する

「化学物質を体内に取り込まないこと」
が大切です。

- ① 作業場の空气中に拡散した
ガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）を吸い込まない。
- ② 化学物質が、皮膚を通して吸収されないようにする。
- ③ 化学物質が付着した手・マスク等が、口元に触れないようにする。
（煙草を吸う時の所作にも注意）

保護具はきれいなもの、
穴の空いていないものを
使いましょう



化学物質管理者

リスクアセスメント対象物を
製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、
「化学物質管理者」の選任が必要です



選任要件：
化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講推奨)

保護具着用管理責任者

リスクアセスメント結果に基づき、
労働者に保護具を使用させる事業場では
「保護具着用管理責任者」
の選任が必要です。

選任要件

○保護具について一定の経験及び知識を有する者
(令和4年5月31日付け基発0531第9号通達)

- ・化学物質管理専門家
- ・作業環境管理専門家
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・作業主任者の資格を有する者
- ・安全衛生推進者
- ・保護具の管理に関する教育を受講した者 など



保護具選定で 考慮すべき点（一例）

①使用する化学物質

気化のしやすさ（揮発性）、有害性の程度 等

②取り扱う製品の性状

固体/液体/気体、希釈状態 等

③作業場の環境

温度、風速 等

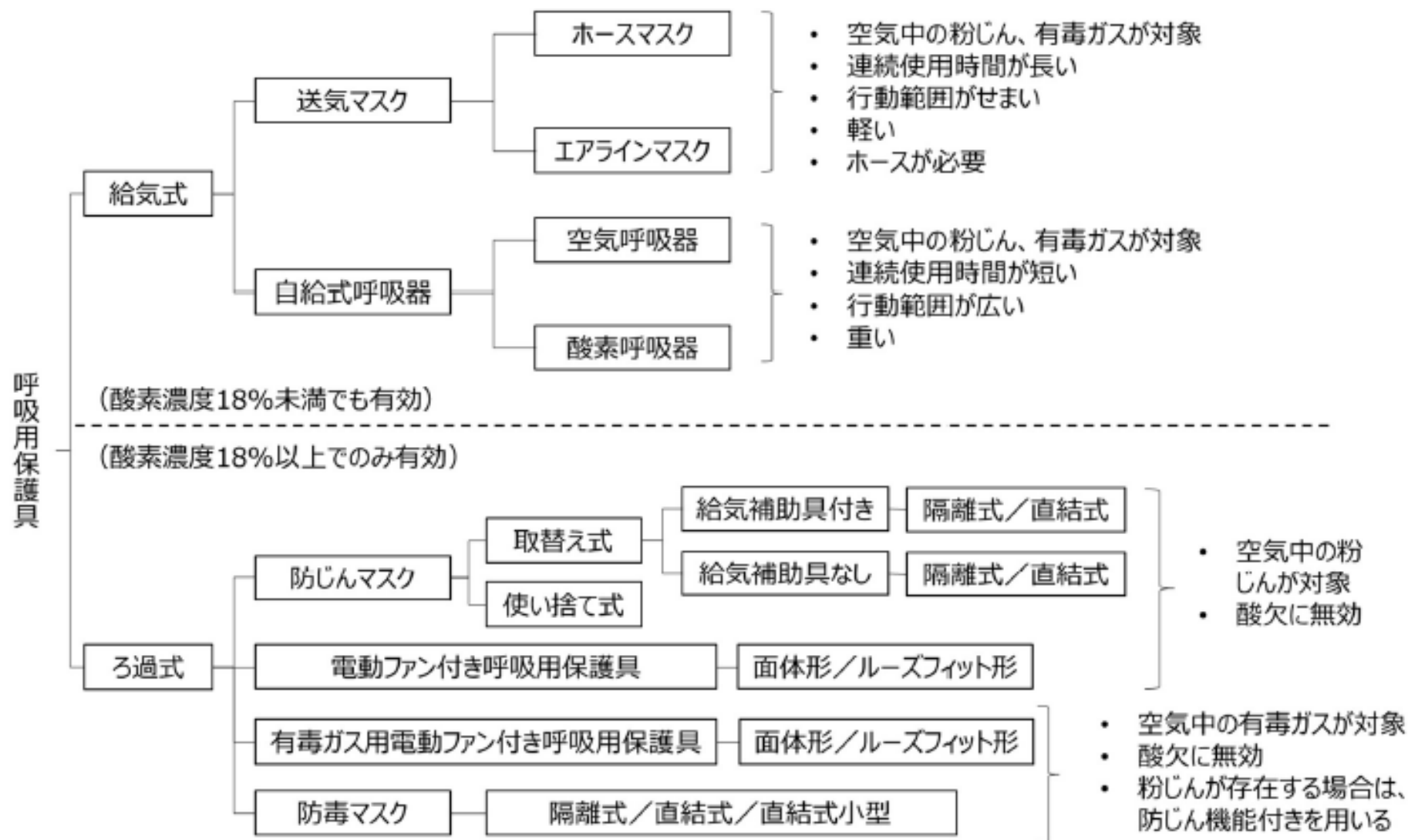
④作業内容

噴霧・加熱の有無、飛沫の飛散、直接接触する可能性 等

⑤保護具メーカーからの情報 等



呼吸用保護具



(出典) 労働衛生のしおり平成 3 年度版を基に作成

皮膚障害等防止用保護具

皮膚等障害化学物質には、

- 皮膚刺激性有害物質（①）
- 皮膚吸収性有害物質（②）

が存在します。

なお、

皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト



特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

皮膚刺激性/吸収性とは

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質

→局所影響（化学熱傷、接触性皮膚炎など）

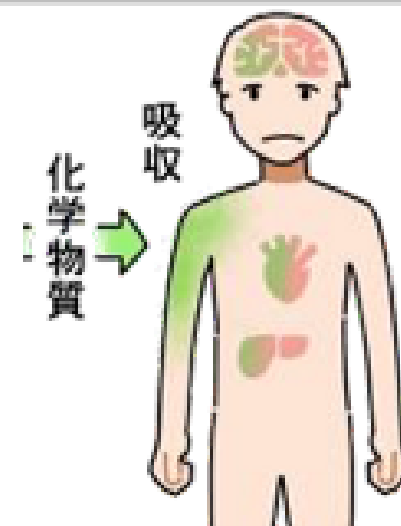


②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質

→全身影響

（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



具体的な保護具

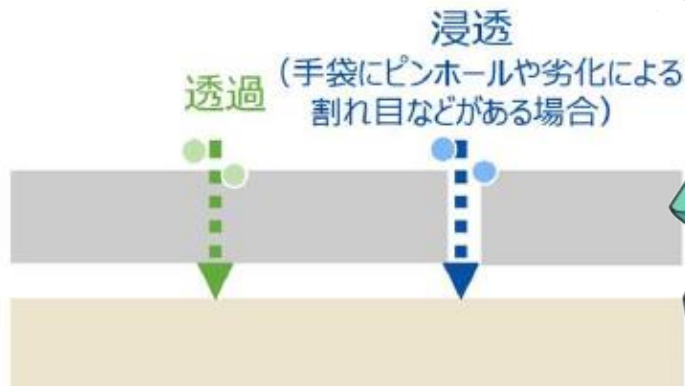
一般作業用手袋（軍手）

化学物質が手袋の**材質への染み込み**や**編み目**を通過することにより、容易に皮膚へ到達してしまう



化学防護手袋

化学物質への**耐性**があることや**材料間に隙間がない**ことから、一定時間透過・浸透を防ぐことができる



皮膚障害等防止用保護具は
安全衛生規則第594条の2において
皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない
不浸透性の保護衣・保護手袋・履物・保護眼鏡等
の保護具を指します。

（出典） 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(厚生労働省サイト)